

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	ASSIGNS THE ENTIRE INTEREST AND THE GOODWILL		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Carex, Inc.		08/06/2004	CORPORATION: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	Mitsubishi-Kagaku Foods Corporation		
Street Address:	3-9, Ginza 1-chome, Chuo-ku		
City:	Tokyo		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 1			
Property Type	Number	Word Mark	
Serial Number:	78409665	WASAOURO	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	(312)616-5700		
	<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>		
Phone:	312-616-5600		
Email:	trademark@leydig.com		
Correspondent Name:	Anne E. Naffziger		
Address Line 1:	Two Prudential Plaza, Suite 4900		
Address Line 4:	Chicago, ILLINOIS 60601-6780		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:			
Address Line 1:			
Address Line 2:			
Address Line 3:			
Address Line 4:			
NAME OF SUBMITTER:	Anne E. Naffziger		

CH \$40.00 78409665

Signature:

/Anne E. Naffziger/

Date:

06/06/2005

Total Attachments: 11

source=Assignment.228771#page1.tif
source=Assignment.228771#page2.tif
source=Assignment.228771#page3.tif
source=Assignment.228771#page4.tif
source=Assignment.228771#page5.tif
source=Assignment.228771#page6.tif
source=Assignment.228771#page7.tif
source=Assignment.228771#page8.tif
source=Assignment.228771#page9.tif
source=Assignment.228771#page10.tif
source=Assignment.228771#page11.tif

DECLARATION

I, Yasuhiro Suzuki, of 5-5, Sanjominami-cho, Ashiya-shi, Hyogo, Japan do hereby declare;

THAT I am well acquainted with the Japanese and English languages, and

THAT, to the best of my knowledge and belief, the attached is a true abridged translation into the English language made by me of the BUSINESS TRANSFER AGREEMENT executed on August 6, 2004.

DECLARED at Osaka, Japan

This 2nd day of June, 2005



.....
Yasuhiro Suzuki

(Abridged Translation)

BUSINESS TRANSFER AGREEMENT

CAREX, Inc. (hereinafter referred to as "Company A"), Mitsubishi-Kagaku Foods Corporation (hereinafter referred to as "Company B") and Mitsubishi Pharma Corporation (hereinafter referred to as "Company C") enter an agreement concerning a partial transfer of Company A's business to Company B as follows.

Article 1 (Business to be transferred and date of assignment)

Company A shall assign its antibacterial and freshness preservative agent business (hereinafter referred to as "the business") to Company B as of October 1, 2004 (hereinafter referred to as "date of assignment"), and Company B agrees to such assignment (hereinafter referred to as "business assignment"). ... (omitted)

----- omitted -----

Article 3 (Delivery and transfer of assigned assets)

Company A shall deliver the assigned assets to Company B as of the date of assignment. ... (omitted)

2. Notwithstanding the provisions of the previous section, the method and procedure of transferring intellectual properties of the assigned assets shall be as stipulated in the following paragraphs.

- (1) The intellectual properties solely owned by Company A (hereinafter referred to as "the intellectual properties owned by Company A") shall be transferred to Company B as of the date of assignment. ... (omitted)

-- The rest of page 1, pages 2-8 and upper part of page 9 omitted --

Dated this 6th day of August, 2004

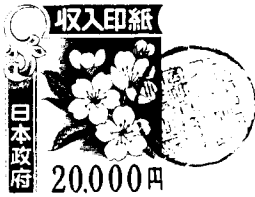
Company A: CAREX, Inc. (sealed)
at 1-47, Chuo 1-chome, Jotoh-ku, Osaka, Japan
Yuuki MORIMOTO, Representative Director and President

Company B: Mitsubishi-Kagaku Foods Corporation (sealed)
at 3-9, Ginza 1-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan
Hajime KOBAYASHI, President

Company C: Mitsubishi Pharma Corporation (sealed)
at 6-9, Hiranomachi 2-chome, Chuo-ku, Osaka, Japan
Takeshi KOMINE, President

TRADEMARK

REEL: 003097 FRAME: 0391



営業譲渡契約書

株式会社カレックス（以下「甲」という。）、三菱化学フーズ株式会社（以下「乙」という。）および甲の親会社である三菱ウェルファーマ株式会社（以下「丙」という。）は、甲の営業の一部を乙に譲渡することに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（譲渡対象事業および譲渡日）

甲は、平成16年10月1日（以下「譲渡日」という。）をもって、甲の抗菌・鮮度保持製剤に関する事業（以下「本営業」という。）を乙に譲渡（以下「本営業譲渡」という。）し、乙は、これを譲り受けるものとする。ただし、譲渡手続その他の事由により必要がある場合は、甲、乙および丙が協議のうえ譲渡日を変更することができる。

第2条（譲渡資産等）

本営業譲渡に伴い甲から乙に譲渡すべき資産（以下「譲渡資産」という。）は、譲渡日現在において甲が所有する本営業に関する棚卸資産（不良品を除く。ただし、不良品か否かの判定は甲乙立会いのもと両者合意のうえ行うものとする。）、固定資産（知的財産権を含む。）および甲が取引先等と締結している契約における契約上の甲の地位を含む本営業に係る営業権とし、その詳細は本契約添付別紙1に記載のとおりとする。

なお、乙は、譲渡日現在において既に発生している本営業に係る一切の営業債権債務を甲から承継しないものとする。

第3条（譲渡資産の引き渡し・移転時期）

甲は、譲渡日をもって、譲渡資産を乙に引き渡すものとする。なお、譲渡資産の引き渡しに関する登記、登録、通知等の手続については、甲乙協力して行うものとし、当該手続に要する費用の負担方法については別途甲乙協議の上決定する。

2. 第1項の規定にかかわらず、譲渡資産のうち知的財産権の甲から乙に対する譲渡の方法および手続については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 甲単独で保有する知的財産権（以下「甲所有知的財産権」という。）については、甲は、譲渡日に、譲渡証を乙に引き渡す。甲および第三者との共有に係る知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）については、甲は、当該第三者の同意証および甲の持分譲渡証を、譲渡日までに当該第三者の同意が得られた場合には譲渡日に、その他のものについては当該第三者の同意が得られた後速やかに、乙に引き渡す

TRADEMARK

REEL: 003097 FRAME: 0392

ものとする。ただし、当該第三者から同意が取得できなかった場合は当該共有知的財産権の取り扱いにつき甲乙丙協議して決定するが、本契約添付別紙1において「主要共有知的財産権」として特定されている共有知的財産権の取り扱いについては、第4条第1項第4号の規定に従う。

(2) 丙は、甲および丙がリンテック株式会社と共有している知的財産権における甲の持分権が譲渡日をもって乙に譲渡されることについて同意する。

(3) 甲は、第1号の規定に従って乙に譲渡した知的財産権に関し、当該知的財産権の出願手続その他一切の手続に要した書類(出願書類、中間処理応答書類等)の全てを、甲が現に有する範囲において当該知的財産権の譲渡証および持分譲渡証を乙に引き渡した日から10日以内に、乙に引き渡す。

(4) 乙は、第1号の規定に従って甲から譲渡された知的財産権に関し、甲から乙への譲渡に関する登録、通知等の手続を、自己の費用において行うものとし、甲は、これに協力する。

3. 乙は、譲渡日をもって、本営業に関する甲と第三者との間で締結された契約のうち本契約添付別紙1に記載する諸契約(以下総称して「承継契約」という。)上の甲の地位を承継する。ただし、当該承継契約上の承継について相手方である第三者の同意を要するときは、かかる承継は、当該第三者の同意を条件とし、甲は、譲渡日までの間に、当該第三者の事前同意を得るよう最善の努力を尽くすものとし、乙は、これに協力するものとする。なお、甲の最善の努力にもかかわらず、当該第三者の同意が取得できなかった場合には、当該契約の取り扱いについて、甲乙丙別途協議のうえ決定するものとする。ただし、本契約添付別紙1において「主要契約」として特定されている契約の取り扱いについては、第4条第1項第3号の規定に従う。

4. 丙は、甲と株式会社ミドリ十字(現 丙)との間において1996年9月24日付で締結された「ライセンス契約」(甲とウェルファイド株式会社(現 丙)との間において2000年5月25日付で締結された「変更覚書」を含むものとし、以下「ライセンス契約」という。)上の甲の地位が、譲渡日をもって乙に承継されることに同意する。また、乙および丙は、譲渡日において、本契約添付別紙2に記載する内容の「ライセンス契約変更契約」を締結するものとする。

甲が丙名義の下で自己の費用負担にて取り進めている大韓民国におけるワサオーロの商標登録に関する異議申立の譲渡日以降の取り進めおよびその費用負担については、譲渡日前と同様な方法にて行われるものとし、乙および丙は、その詳細について別途書面にて確認するものとする。

TRADEMARK

REEL: 003097 FRAME: 0393

5. 丙は、甲と株式会社ミドリ十字との間において平成8年7月1日付で締結された「事務所賃貸借契約」（甲と株式会社ミドリ十字との間において平成10年3月30日付で締結された「事務所賃貸借契約」、および甲と吉富製薬株式会社(現 丙)との間において平成10年7月1日付で締結された「変更覚書」を含む。)上の甲の地位が、譲渡日をもって乙に承継されることに同意する。ただし、乙および丙は、譲渡日以降の当該契約における賃料、共益費、賃貸借物件の範囲、賃貸借期間等、その具体的内容について、別途協議決定する。
6. 前各項に定める譲渡資産の引き渡しまたは移転時期について、法令の制限、手続上の事由等により変更する必要がある場合には、甲乙丙が別途協議のうえこれを変更することができる。

第4条（本営業譲渡完了の条件）

本営業譲渡は、以下の各号に記載の条件が成就されていることを条件とする。

- (1) 甲、乙および丙それぞれによる第5条、第6条および第7条の表明・保証に重大な違反がないこと
 - (2) 本契約締結日から譲渡日までの間に、本営業および譲渡資産に重大な変更がないこと
 - (3) 承継契約のうち、本契約添付別紙1において「主要契約」として特定されている契約上の甲の地位が譲渡日をもって乙に引き継がれることについて、譲渡日までに、当該主要契約の相手方が同意していること
 - (4) 共有知的財産権のうち、本契約添付別紙1において「主要共有知的財産権」として特定されている共有知的財産権における甲の持分権が譲渡日をもって乙に譲渡されることについて、譲渡日までに、当該知的財産権の共有者が同意していること
 - (5) 第8条に定める乙指名従業員の過半数が、譲渡日までに、三菱化学株式会社への転籍に関し同意していること
 - (6) 本契約に規定されている甲、乙または丙によって譲渡日までに遵守または履行されるべき義務が履行されていること
2. 甲、乙および丙は、譲渡日において前項各号に定める条件の全部または一部が成就していない場合は、当該条件不成就の原因、対応等について14日間の期間を限度として誠意をもって協議を行うものとする。かかる協議の結果、甲、乙および丙は、当該条件不成就により本営業譲渡の目的が達成されないと自らが判断した場合には、本契約を解約することができる。ただし、前項第1号または第6号の条件が成就していない場合は帰責当事者の相手方のみが（すなわち、甲または丙が帰責当事者である場合は乙のみとし、乙が帰責当事者である場合は甲または丙とする。）、また、前項第2号ないし

第5号の条件が成就していない場合は乙のみが本契約を解約することができるものとする。

第5条（甲による表明および保証）

甲は、以下の各号に定める事実について、本契約締結日および譲渡日現在の時点において真正であることを乙に対し表明し、保証する。

- (1) 本契約は、甲による適法な手続を経て承認・締結されており、甲に対して有効かつ法的拘束力を有する契約を構成すること
- (2) 甲による本契約の締結およびその履行は、法令または行政規則、裁判所または政府機関の判決、決定または命令、甲の定款または内部規則、甲を当事者とする契約その他の合意のいずれにも違反するものではないこと
- (3) 乙によるデュー・ディリジェンスの過程で甲が乙に開示、提供した契約書リスト、知的財産権リスト、その他の譲渡資産リスト等本営業および譲渡資産に関する書類は適切に現状を記載しており、かつ重大な誤りがないこと
- (4) 甲は、譲渡資産の正当な所有者であること
- (5) 譲渡資産には抵当権、質権、差押、仮差押その他一切の負担または制限がなく、かつ譲渡資産の譲渡を阻害すべき事由がないこと（ただし、共有知的財産権については、当該共有知的財産権における甲の持分権の移転等に関する共有者の同意を、また、承継契約については、承継契約における相手方の同意を除く。）
- (6) 甲の知り得る限りにおいて、本営業の対象製品の製造、使用および販売は第三者の保有する特許および特許出願に抵触していないこと（ただし、日本特許2731632（発明の名称：ホップ酸による食品病原体の阻害）およびUSP5455038（発明の名称：Method of inhibiting Listeria）を除く。）
- (7) 本営業または譲渡資産に関し、現に提起された訴訟、調停、仲裁、行政審判手続その他の法律上もしくは行政上の紛争が存在していないこと（ただし、大韓民国でのワサオーロの商標登録に関する異議申立を除く。）
- (8) 本営業または譲渡資産に関し、重大な法令違反が存在していないこと
- (9) 本営業または譲渡資産に関し、甲は、いかなる第三者からも重大なクレーム（通常の営業活動の過程で発生した通常の品質クレームを除く。）を受けておらず、また、いかなる第三者に対しても重大なクレームを申し立てていないこと
- (10) 甲の知り得る限りにおいて、甲が販売した本営業の対象製品に関して、製造物責任に係わる法律上または行政上の紛争は存在しておら

TRADEMARK

REEL: 003097 FRAME: 0395

ず、また、これらの係争を生じさせる可能性のある事実がないこと
(11) 第8条に定める乙指名従業員と甲との間において、労働問題その他の法律上もしくは行政上の紛争が存在していないこと

第6条 (乙による表明および保証)

乙は、以下の各号に定める事実について、本契約締結日および譲渡日現在の時点において真正であることを甲に対し表明し、保証する。

- (1) 本契約は、乙による適法な手続を経て承認・締結されており、乙に対して有効かつ法的拘束力を有する契約を構成すること
- (2) 乙による本契約の締結および履行は、法令または行政規則、裁判所または政府機関の判決、決定または命令、乙の定款または内部規則、乙を当事者とする契約その他の合意のいずれにも違反するものではないこと

第7条 (丙による表明および保証)

丙は、以下の各号に定める事実について、本契約締結日および譲渡日現在の時点において真正であることを乙に対し表明し、保証する。

- (1) 本契約は、丙による適法な手続を経て承認・締結されており、丙に対して有効かつ法的拘束力を有する契約を構成すること
- (2) 丙による本契約の締結および履行は、法令または行政規則、裁判所または政府機関の判決、決定または命令、丙の定款または内部規則、丙を当事者とする契約その他の合意のいずれにも違反するものではないこと
- (3) 第8条に定める乙指名従業員と丙との間において、労働問題その他の法律上もしくは行政上の紛争が存在していないこと
- (4) ライセンス契約に定める「本件特許等」のうち、丙と第三者との共有に係るものについて、ライセンス契約第1条但書に定める当該第三者の承諾が得られていないものが存在していないこと

第8条 (従業員の取り扱い)

本営業譲渡に伴い、本契約締結日時点で丙から甲に出向している従業員9名のうち、譲渡日以降に乙が本営業を行うために必要な人員として別途乙が指名する5名(以下「乙指名従業員」という。)については、譲渡日をもって乙の親会社である三菱化学株式会社(以下「丁」という。)に転籍のうえ、譲渡日をもって丁から乙に出向するものとする。

2. 前項に定める乙指名従業員の丙から丁への転籍に伴う当該従業員からの同意取得その他必要な手続は丙が行うものとし、甲および乙は、丁と共に丙に対し協力する。乙指名従業員の転籍時および転籍後における処遇等の詳

細については、甲、乙および丙が丁と別途協議のうえ決定するものとする。

第9条（譲渡価額および支払方法）

本営業譲渡の対価は、本営業の価値を勘案の上、譲渡日前日終了時点における譲渡資産の簿価の合計額とする。

2. 乙は、前項に定める本営業譲渡の対価を、譲渡日以降平成16年10月29日までに甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、譲渡価額にかかる消費税および地方消費税ならびに振込手数料は乙の負担とする。

第10条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後譲渡資産の引き渡し完了に至るまで、本営業について通常の営業活動を遂行するとともに、譲渡資産について善良な管理者の注意をもって管理運営を行うものとし、本営業または譲渡資産について重大な変更を加えようとする場合、また、棚卸資産について本契約締結日における在庫数量から大幅に変更する場合は、予め乙の書面による同意を得るものとする。

第11条（競業禁止義務）

甲および丙は、譲渡日以降5年間は、自ら、または自らの子会社（商法第211条ノ2第1項及び第3項に定める子会社をいう。以下同じ。）をして、本営業または本営業と競合する事業を一切行わないものとする。ただし、丙または丙の子会社が合併または株式取得を行う場合で、当該合併の相手方または当該取得株式の発行会社が本営業または本営業と競合する事業を行っているため、丙または丙の子会社による合併または株式取得の本来の目的ではないが、当該合併または株式取得を行うことによって丙または丙の子会社が本営業または本営業と競合する事業を行うこととなる場合には、この限りではないものとするが、この場合、丙は、乙に対し事前に書面で通知しなければならない。

第12条（甲、乙および丙による補償）

甲、乙および丙は、本契約に規定される自己の表明・保証に重大な違反があった場合、または本契約に違反した場合、当該違反により相手方に生じた全ての損害および費用を相手方に対して補償する。なお、甲、乙および丙は、本契約締結日以降譲渡日までの間に、本契約に規定される自己の表明・保証の内容と異なる事実が発見され、または発生した場合は、遅滞なく相手方に対し書面で通知しなければならない。

TRADEMARK

REEL: 003097 FRAME: 0397

2. 第1項の規定にかかわらず、第5条第1項第6号、第7号、第9号ないし第11号に関する譲渡日現在における甲の表明・保証の内容、ならびに第7条第1項第3号に関する譲渡日現在における丙の表明・保証の内容と異なる事実が発見され、または発生したことが譲渡日において甲、乙および丙の間で明らかになっている場合には、甲および丙のそれぞれは、本営業譲渡の実施如何にかかわらず、甲、乙および丙間に別段の合意がある場合を除き、乙に生じた損害および費用を乙に対して補償する責を負わない。

第13条（クレーム等の処理）

本営業または譲渡資産に関して、譲渡日前の事由に起因して第三者との間にクレーム、請求、訴訟その他の紛争が生じた場合は、甲が責任を負う。ただし、当該紛争の処理解決に関する実務対応は、乙が甲と協議のうえ行うものとし、かかる対応に関連して発生する費用は甲が負担するものとする。

2. 本営業または譲渡資産に関して、譲渡日以降の事由に起因して第三者との間にクレーム、請求、訴訟その他の紛争が生じた場合は、乙が自己の責任と費用負担で当該紛争の処理解決にあたるものとし、甲は、乙の要請に応じて乙に協力する。

第14条（棚卸資産についての瑕疵担保責任）

乙は、譲渡日以降、譲渡資産のうち棚卸資産について、直ちに発見しうる瑕疵を発見した場合は当該棚卸資産引き渡し後1カ月以内に、また隠れた瑕疵を発見した場合は当該棚卸資産引き渡し後6カ月以内に甲に連絡することにより、当該棚卸資産につき代金減額を甲に請求することができるものとする。ただし、本条の規定は第13条第1項の規定の適用を妨げるものではない。

第15条（丙による甲の権利義務の履行保証）

丙は、甲が第12条、第13条および第14条に定める甲の義務を履行することについて、乙に対しこれを保証するものとする。

2. 譲渡日以降に甲が解散、清算した場合、本契約の各条項に定める譲渡日以降の甲の義務について、未履行のものがある場合、その時点において乙丙協議を行い、なお乙が必要と判断するものについて丙は甲に代わってこれを履行しなければならない。

第16条（公租公課等）

譲渡資産にかかる公租公課および保険料は、月割計算により譲渡日の属する月の前月までは甲が、譲渡日の属する月以降は乙が負担する。

第17条（秘密保持）

甲、乙および丙は、本契約締結の事実およびその内容、本契約締結およびその履行にあたり相手方から開示され、または知り得た相手方の経営上、営業上または技術上の秘密情報を、第三者に開示、漏洩してはならず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受け、または知り得た時に既に公知であるもの
- (2) 相手方から開示を受け、または知り得た後に自己の責によらずに公知となったもの
- (3) 相手方から開示を受け、または知り得たときに既に自ら保有していたことを立証できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に取得したもの
- (5) 裁判所、行政機関、監督官庁その他の公的機関から開示を求められたもの
- (6) 相手方の書面による事前の同意を得たもの

なお、本項、および平成16年3月18日付で甲、乙、丙および丁の間で締結した秘密保持契約（以下「秘密保持契約」という。）に基づく秘密保持義務および他目的使用禁止義務の期間は、秘密保持契約第2条第4項の定めにかかわらず、譲渡日から7年間が経過する日までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、譲渡日までの本営業に関する情報（以下「譲渡前情報」という。）の取り扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 甲および丙は、譲渡日から7年間が経過するまでの期間は、譲渡日前の営業債権債務の処理、第13条第1項に基づく第三者への対応等譲渡日までの本営業の処理に必要な範囲において開示および使用する場を除き、譲渡前情報について秘密を保持し、第三者に開示または漏洩してはならず、また、これをいかなる目的にも使用してはならない。
- (2) 乙および丁は、譲渡日以降の本営業遂行のために譲渡前情報を使用することができるとともに、本営業の遂行に必要な範囲において譲渡前情報を第三者に開示することができる。

3. 乙は、丁をして、本条に規定する内容について同意せしめる。

第18条（対外公表）

甲、乙および丙は、本契約締結の事実およびその概要を公表する場合は、その発表日時、内容、方法等の詳細について相手方の事前の了解を得るものとする。

第19条（費用負担）

本契約の締結および履行、ならびに本営業および譲渡資産の譲渡の実施に関連して発生した費用については、本契約に別段の定めがある場合を除き、かかる費用が発生した当事者それぞれの負担とする。

第20条（本契約の発効、終了）

本契約は、本契約の締結日に効力を発し、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、その効力を失う。

- (1) 甲、乙および丙が本契約を終了させることに書面をもって合意した場合
- (2) 第4条第2項の規定に従って本契約が解約された場合

第21条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈について疑義を生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙丙誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約締結の証として本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成16年8月6日

甲 大阪市城東区中央区一丁目1番47号
株式会社カレックス
取締役社長 森 本 裕 紀

乙 東京都中央区銀座一丁目3番9号
三菱化学フーズ株式会社
取締役社長 小 林 宗

丙 大阪府中央区平野町二丁目6番9号
三菱ウェルファーマ株式会社
取締役社長 小 峰 健 嗣